

フランスのクラスター政策を巡る議論

—政策の第2フェーズ前後を中心に—

山 口 隆 之

要 旨

本稿ではフランスにおけるクラスター政策の効果と課題に関する議論を扱う。「競争力の集積地」と呼ばれるフランスのクラスター政策はその開始からすでに15年以上が経過し、その概要や運営体制などが少なからず紹介され時に注目されてきたが、当該政策がいかなる議論を経て今日まで継続しているのかについては、いまだ十分な検証や説明がなされていない。そこで本稿では、最初の政策更新がなされた前後に示された経済社会評議会の意見と提言、および上院に設置された「競争力の集積地」に関するワーキング・グループによる報告書の内容を考察し、これらに共通する視点や問題意識を明らかにする。

キーワード：競争力の集積地 (French Competitiveness Cluster)、産業クラスター (Industrial Cluster)、中小企業政策 (SME Policy)、産業政策 (Industrial Policy)、イノベーション政策 (Innovation Policy)

I はじめに

1980年代末以降、多くの国や地域ではクラスターの概念¹⁾のもとに、特定

1) 今日、クラスターや産業集積については諸科学分野において理論の深耕が進んでいるが、近年の各国におけるクラスター政策の理論的基礎として最もよく引き合いに出されるのは、ポーター (Porter, M. E.) の枠組みであることに異論は無いであろう。ポーターによればクラスターとは「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関 (大学、規格団体、業界団体など) が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」(Porter, M. E. (1998), pp. 197-198 (訳67頁))であり、その効果として企業や産業の生産性向上やイノベーショ

の地理的空間における多様な主体の相互作用を通じたイノベーション振興や地域活性化策が打ち出されている。我が国でも過去において、いくつかのクラスター政策が打ち出されたが、それらは省庁レベルの政策に留まるものであり²⁾、かつ現在まで継続的にその政策効果を検証し、政策議論が拡大するという状況には至っていない。

こうした中、他国と比べても大規模かつ長期に渡り国レベルでクラスター政策を展開しているフランスの事例が注目される。我が国とは対比的に、フランスでは、当初よりクラスター政策を国家戦略の中心に位置付けており、今日それはEU統合の深化にともなう欧州戦略への適応を視野に入れつつ、イノベーション政策や産業政策、あるいは中小企業政策や地域振興政策を結び付ける結節点としての役割を果たしている。

しかし上述のようにフランスの事例が興味深いものではあるものの、その情報はまだ十分とは言えない。特に、これまでの論考や調査の関心の多くは「競争力の集積地 (pôle de compétitivité)」³⁾ と呼ばれるフランス政策クラス

ン能力の向上、新規事業の発生等が期待される。当初少なくともフランス政策当局の議論において上記概念が引き合いに出される事は稀であったが、今日では欧州レベルのクラスター戦略がとくにイノベーション効果に着目していることもあり、いわば政策推進の前提として受け入れられている。

- 2) 過去において我が国では経済産業省が「産業クラスター計画 (2001年)」、文部科学省が「知的スラスター創生事業 (2002年)」を推進し、その後農林水産省が「食料産業クラスター事業 (2005年)」を進めた経緯がある。
- 3) 政策開始当初において「競争力の集積地」とは次のように定義されている。「一定の地理的空間において、革新的な性質を持つ共通プロジェクトのもとにシナジーを発揮する企業、教育機関、官民の研究機関が集まったもの。このパートナーシップは、市場や技術、科学分野を中心に構成されるものであり、競争力と国際的な知名度の獲得のために、クリティカルマスの達成を目指す必要がある」(Nicolas, J. et Daniel D. (2005), p. 64) また、2005年のフランス予算法 (loi n° 2004-1484 du 30 décembre 2004 de finances pour 2005, NOR: ECOX0400222L) によれば、「競争力の集積地とは、イノベーションのための経済開発プロジェクトを実施するため、相乗効果を発揮することを目的とした企業、高等教育機関、公私の研究機関が同じ地域に集まって形成されたもの」である。なお、今日ではフランスのクラスター政策について、わが国でも少なからずの論考がみられるようになったが、「pôle de compétitivité」の訳語については必ずしも統一されていない。本稿では「競争力の集積地」とするが、他にも「競争力クラスター」、「競争力の極」、「競争力拠点」、「競争力中核拠点」などの名称が論者によって使用されている。

ターの内容や政策推進構造、あるいは個別集積の運営体制や政策効果の検証等にあり、当該政策がいかなる議論を経て今日まで継続されてきたかについては、必ずしも十分な説明がなされていない。

そこで本稿では、最初の政策更新がなされた前後、すなわち政策の第1フェーズから第2フェーズへの移行期に期間を限定した上で⁴⁾、「競争力の集積地」およびその政策がいかに評価され議論されていたのかを明らかにしたい。少なくともフランスでは今日なお継続的に当該政策の効果について議論が重ねられていることに鑑みれば、これら議論のルーツを明らかにしておくの意義は大きいであろう。

なお、本稿では実際の政策への影響に鑑みて、ある程度政策当局に近い場における評価や議論に考察を限定する。具体的には、経済社会評議会(Conseil économique et social)の意見と提言および上院(Sénat)に設置された「競争力の集積地」に関するワーキング・グループの報告書が考察対象である。

以下ではⅡにおいて「競争力の集積地」政策の概要と第2フェーズまでの経緯を概観し、Ⅲにおいて経済社会審議会が示した意見と提言の内容を確認する。続いてⅣでは上記ワーキング・グループの意見および提言を考察する。以上を踏まえて、最後に当該期間における「競争力の集積地」をめぐる議論の特徴とその方向性を整理したい。

Ⅱ 第1フェーズの開始と第2フェーズの特徴⁵⁾

フランスの政策クラスターは「競争力の集積地」と呼ばれ、その振興政策は既に第4フェーズに入っている。政策開始の背景としては、まず2000年前

4) 2005年(計画の募集は2004年)から始まった「競争力の集積地」の振興政策は第1フェーズ(2005年-2008年)、第2フェーズ(2009年-2012年)、第3フェーズ(2013年-2018年)を経て、現在第4フェーズ(2019年-2022年)に入っている。

5) 以下、政策に先立った議論や政策内容、および第1フェーズの外部評価の内容や経緯については Erdyn, BearingPoint et Technopolis (2012a)、山口(2007)、山口(2009)、山口(2010)、山口(2011) および「競争力の集積地」公式HPを参照。

後の国際化の進展とフランス産業の低迷という状況がある。すなわち、いわゆるベファ・レポート⁶⁾に集約的に示されているように、当時フランスでは、EU戦略（リスボン戦略）と国内産業政策の整合性の問題やハイテク部門の国際競争力の脆弱性、あるいはそれまでの公的部門を中心とした研究開発の限界等が問題視され、国内産業空洞化の懸念とともに新しい産業政策のあり方に関する議論が活発化していた。

この流れと並行して、「競争力の集積地」振興の目標と政策手段が具体化されていった。政策コンセプトの原型は、過去地域振興の観点から産業振興を進めてきた「国土整備地方開発局（DATAR: Délégation à l'aménagement du territoire et à l'action régionale）」が戦略委員会の提案に基づき招集した「国土整備関係省連絡会議（以下 CIADT: Comité interministériel d'aménagement et de développement du territoire）」によって示され、程無くして知識基盤社会への対応に向けてクリスチャン・ブラン（Blanc, C.）を代表とする特別委員会が示した報告書⁷⁾において政策内容がさらに具体化された。

一連の政策手法とプロセスが示されたのは2004年9月に開かれた CIADT である。ここでは政府が指定した仕様書に基づいて、集積を構成する地域主体が作成した計画を広く募集し、このなかから適格と認められる計画を「競争力の集積」として認定するとした。計画の第1次募集は同年12月に開始され、最終的には、2005年2月の募集終了時点で105件の応募があり、このうち67件の計画が「競争力の集積地」（「世界的集積地（pôles mondiaux）」6件、「世界的集積候補地（pôles à vocation mondiale）」9件、「国内型集積地（pôles nationaux）」52件）として認定された。予算は3年間を対象として15億ユーロであったが、当初予定の期間終了を前にして、2007年6月には2008年以降の支援継続が発表され、程なくして5つの新たな集積が認定された。

以上の政策第1フェーズ（2005年－2008年）の効果検証については、政府の意向に基づいて関係主体へのインタビューやアンケート調査が行われ、そ

6) Beffa, J. L. (2005).

7) Blanc, C. (2004).

の作業は外部機関である CM インターナショナルとボストンコンサルティング・グループ (Boston Consulting Group et CM International) に委託された。当該調査報告書⁸⁾は、結論として「競争力の集積地」を、目標を満たしているグループ (39集積)、部分的には目標を満たしているグループ (19集積)、目標に到達しておらず抜本的な改善が必要なグループ (13集積) に分類し、改善が必要なグループについては2009年末までの猶予をもって、認定取り消しを視野に入れるべきとした。

当該報告書が政府に提出されて間もなく、2008年6月26日には2009年－2012年を対象とした政策の第2フェーズ (予算15億ユーロ) の継続がアナウンスされ、2009年2月27日には「省間特別基金 (以下 FUI: Fonds unique interministériel)」の枠組みにおいて当該フェーズ最初の共同研究開発プロジェクトの公募が開始された。なお、第2フェーズ開始に際しては、上記外部機関による調査で抜本的な改善が必要とされたグループのうち6拠点は認定を取り消されたが、これに代わってあらたな6拠点が認定された。

第2フェーズで力点が置かれたのは、戦略的ロードマップと技術的ロードマップに基づいた「パフォーマンス契約 (contrats de performance)」の厳格な運用、「イノベーション・プラットフォーム (plates-formes d'innovation)」の支援、そして「企業のイノベーションと成長のためのエコシステム (l'écosystème d'innovation et de croissance des entreprises des pôles)」の開発である。

「パフォーマンス契約」とは、「競争力の集積地」の戦略的運営のための仕組みである。3年から5年を見据えて各集積と地方自治体、そして国の3者が戦略的ロードマップと技術的ロードマップに合意し契約を結ぶ。その狙いは技術的、経済的、商業的な環境を考慮した上で、集積主体が自主的に行動計画を作成するよう誘導すること、および契約に盛り込まれた計画の進捗

8) Boston Consulting Group et CM International (2008). なお、この調査は第1フェーズ中の2005年7月から2007年10月の状況を対象としておこなわれたが、その狙いは政策の有効性を検証すること、および各集積の活動評価をおこなうことであった。

状況についての説明責任を集積主体に負わせるというものである。各集積は行動計画を盛り込んだ戦略目標達成に向けた行動を約束し、これと引き換えに国と地方自治体がモニタリングを伴う複数年の財政支援を約束するというものである。この「パフォーマンス契約」はのちに考察する報告書でも指摘された、単年度予算による活動の制約を回避しながら、参加主体の権限および責任を明確化し、あわせて国と地方自治体の関与領域を明確化する仕組みといえる。

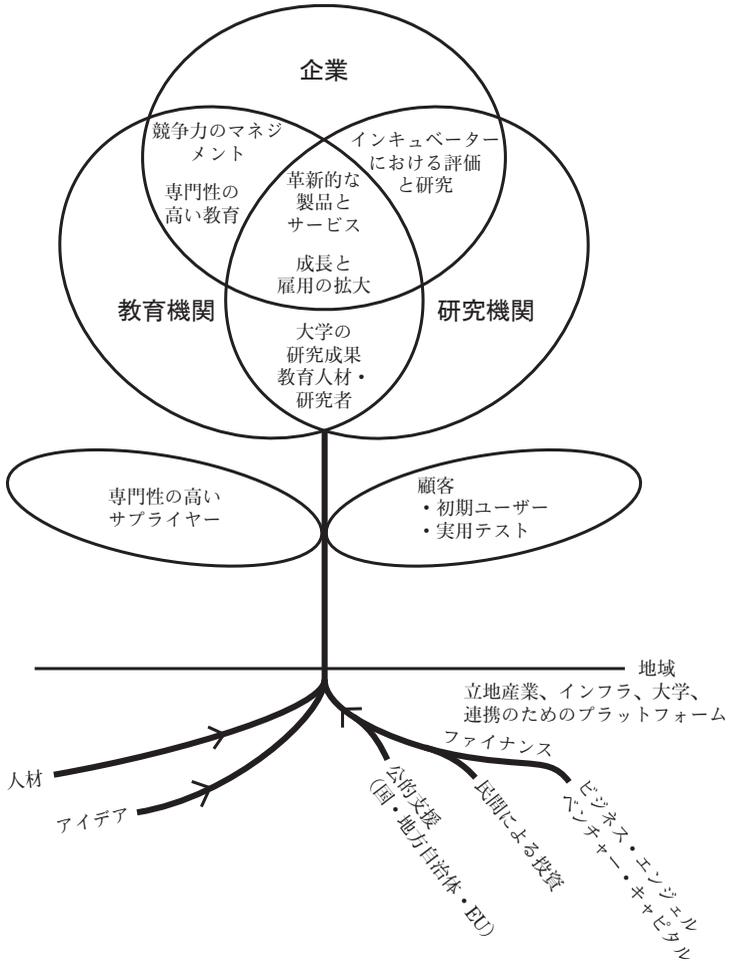
「イノベーション・プラットフォーム」とは、実験や試験、あるいは試作品の開発といった研究開発プロセスに特化したインフラや機器設備を共有するための仕組み（たとえば共有サービス、機器のレンタルなど）を指す。第1フェーズで用意された FUI 予算は研究開発プロジェクトの立ち上げや、その活動を対象とするものであったが、第2フェーズでは上記に加え、よりオープンなコミュニティ・サービスの企画や計画も対象とされることになった。この背景には、第2フェーズにあらたに加えられた「企業のイノベーションと成長のためのエコシステム」という考え方がある⁹⁾。

ここで「企業のイノベーションと成長のためのエコシステム」とは、図1にみられるように、企業、研究機関、教育機関を中心主体とする企業成長やイノベーションを促すための広義の地域的、制度的環境を指す¹⁰⁾。第2

9) 「競争力の集積地」公式HPによると2021年4月末現在34の「イノベーション・プラットフォーム」が採択されている。なお、第2フェーズの評価によれば、第2フェーズでは FUI 予算6億ユーロのうち「イノベーション・プラットフォーム」へ1億500万ユーロが割り当てられ、残る4億9500万ユーロが共同研究開発プロジェクトに割り当てられた (Er dyn, BearingPoint et Technopolis (2012a), p. 10)。

10) 今日“エコシステム”という言葉は、イノベーションの促進やベンチャー・ビジネスの育成・成長に不可欠な地域環境や制度環境、あるいは企業を中心とする共同環境の意味で用いられることが多いが、特にフランスの政策面でいえば2000年代以降にドイツの企業環境との対比、という文脈でその重要性が強調されることとなった。たとえば、フランスの企業環境の脆弱性を指摘するコーラー (Kohler, D.) らはドイツのエコシステムの構成要素として以下の5つを指摘している。①教育機関、研究機関、イノベーション支援機関、②企業ガバナンスに係る制度や産業全体に関わる制度と機関、③財務や経営支援に係る制度や機関、④調査研究機関や利益代表団体、⑤企業 (Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), pp. 63-72)。

図1 企業のイノベーションと成長のためのエコシステム



出所： <https://competitivite.gouv.fr/> をもとに筆者が加筆・修正。

フェーズではこうしたエコシステムに生じる相乗効果を高めるため、特に中小企業の参加促進、民間資金の積極的活用、人材面で将来的に必要な資格やスキルの予測が重点課題とされた。

Ⅲ 経済社会評議会による意見書

1. 評価の概要

CM インターナショナルとボストン・コンサルティング・グループによる第1フェーズの評価報告書発表とほぼ時期を同じくして、経済や社会問題に関する計画や法案について政府に意見答申を行う経済社会評議会¹¹⁾は、「競争力の集積地」の政策効果に関する意見書を満場一致で採択した。「競争力の集積地：パフォーマンスと地域ダイナミズムの融合 (*Les poles de compétitivité: faire converger performance et dynamique territoriale*)」と題された当該意見書¹²⁾はアンドレ・マルコン (Marcon, A.) 氏を代表とする作業部会によって作成された報告書を踏まえたものであり、第1フェーズを中心とする「競争力の集積地」の実績や将来期待される効果を確認するとともに、次なる政策段階に向けての課題や具体的提案を示している。

「競争力の集積地」およびその推進政策については、幾つかの観点から積極的評価が与えられる。まず、注目されるのは、いわゆるラベル効果である。すなわち、各集積や地域は「競争力の集積地」という、いわば国からの認定を受けることで、そのアイデンティティやブランド力を強化し、国内のみならず国際的な知名度を高める道を得たといえる。次に、ディリジズムとも呼ばれる政治経済体制のもとで、国の大型研究開発プロジェクトと政府と密接なつながりをもつ大企業の関係のもとに戦後の経済発展を遂げてきた歴史的経緯から、長年フランス社会が不得意としてきた連携関係やパートナーシップ¹³⁾の必要性和有効性が広く認識されるようになってきた事が評価される。

11) 「経済社会評議会」は、2008年7月に「経済社会環境評議会 (CESE: Conseil économique, social et environnemental)」に改称している。

12) 本報告書の資料は2008年7月9日に経済社会理事会で採択されたものであるが、その構成は第I部がアンドレ・マルコン氏を代表とする作業部会の報告書の内容を受けた経済社会理事会としての意見、第II部が9つの側面(類型の妥当性、企業、研究開発、ガバナンス、ファイナンス、教育・訓練、国際化、地域との関わり、地方自治体の関わり)に焦点を当てた上記作業部会の報告書という構成になっている。以下では、両者の内容が不可分であることに鑑みて、これらをまとめて経済社会評議会の報告書として扱う。

すなわち、企業、研究機関、教育機関をはじめとして「競争力の集積地」を構成する多様な主体間に連携がみられるようになり、実際これが地域レベルでのソフト・ハード両面でのインフラ（たとえば、ビジネス向け不動産や共用設備、インキュベータや各種情報ネットワーク、支援機関等）開発や環境整備を後押しし、イノベーションにつながるエコシステムを形成しつつある。

さらに現時点では顕著では無いものの、「競争力の集積地」は雇用面にも正の影響を与えると考えられる。すなわち、各集積におけるガバナンス体制の構築や共同研究開発の活性化によって新規雇用が生まれることはもとより、何よりイノベーションに向けた取り組みの中で必然的に高度なスキルや資格を有する人材の需要が高まることから、地域雇用の質的改善にも貢献することが期待される¹⁴⁾。

2. 政策の方向性と留意点

以上のように、総論として「競争力の集積地」およびその振興政策を高く評価したうえで、経済社会協議会は今後の望ましい政策の方向性を示している。その要点は次の通りである。

- ・「競争力の集積地」の支援と評価には長期的視点が必要である。
- ・各集積の多様性（研究活動領域、企業構成（中小企業比率）、集積としての活動開始からの年月等）を考慮し、その特徴に応じた支援を行う必要がある。
- ・地域レベルでの支援体制を維持強化する必要がある。
- ・これまで認定された集積の多さが問題視されることがあったが、数を減らすというよりは、クリティカルマスの確保、国際的知名度向上といった効率性の観点から、「競争力の集積地」間の補完性を考慮しつつ、これらの連携を促す必要がある。

13) フランス社会の歴史や社会構造と広義の連携やパートナーシップの関係については、山口隆之（2009）、205-208頁を参照されたい。

14) Conseil économique et social (2008), pp. 6-8 (I)。

- ・技術やイノベーション環境の変化を考慮して、今後あらたな革新的分野、特に「持続可能な発展 (développement durable)」の分野で生まれる集積の認定余地を残す必要がある¹⁵⁾。

以上の方向性を確認した上で、経済社会評議会は政策継続の上でとくに留意すべき点として以下を示している。

○雇用への影響とその評価

政策開始当初から「競争力の集積地」の効果として期待されてきた雇用面における効果は直接的なものばかりではなく、間接的、誘発的なものもあるため、多角的かつ長期的観点から評価していく必要がある。

○支援の偏りと地域格差

「競争力の集積地」のために用意された国の資金、とくに FUI と「国立研究庁 (以下 ANR: Agence nationale de la recherche)」のそれは少数の「世界的集積地」に集中しているため、こうした資金面での差別化が、地域間格差に結びつく危険性があることを考慮しなければならない。

○教育機関の参加促進

「競争力の集積地」の主要アクターである企業、研究機関、教育機関のうち、教育機関の参加が進んでいない。特に今後の雇用環境の改善のためには、人材開発の視点から初期研修、継続研修、専門研修が重要となることから、教育機関への PR や働き掛けが不可欠である。

○中小企業の参加促進

中小企業の参加はまだ十分とは言えず、参加促進が必要である。中小企業では経営者が時間的制約を多く受け、人的資源も不足しがちなことから、「競争力の集積地」への参加、とくに集積の運営活動への関与が進んでいない。また、各集積において認定される共同研究開発プロジェクトの多くは大企業が主導しているため、自社のアイデアや情報の漏洩を恐れて集積活動への参加を控える中小企業が多いという事実に向けなければならない。

15) Conseil économique et social (2008), pp. 11-13 (I), pp. 11-73 (II).

ない。

○地方自治体の積極的関与

「競争力の集積地」の振興は地域のイメージ向上に繋がるものである。このため、地方自治体の積極的関与が不可欠である。「競争力の集積地」同士の連携についても、地方自治体が積極的に媒介者としての役割を果たすべきである。

○集積間格差への配慮

上記のように FUI と ANR の資金が特定の「競争力の集積地」に集中しているため、資金規模、推進構造、共同研究プロジェクトの実施状況、他集積との連携といった面で集積間の差が大き過ぎる。また上記資金が対象とするイノベーション活動の範囲を技術的領域に限定していることから、特に今後成長が見込まれるサービス分野の「競争力の集積地」に十分な資金が行き届いていない。

○資金調達手続きの簡素化

現状では主要な公的資金である FUI と ANR の補助金交付には半年から18ヶ月程度必要であり、特に機動的な資金繰りを必要とする中小企業に不利となっている¹⁶⁾。

3. 提言¹⁷⁾

上記政策に対する評価と政策の方向性および留意点を確認したのち、経済社会協議会は大別して4つの提言を行っている。以下、政策目標の再確認、クラスター精神の普及、運営体制の高度化、中小企業の資金調達環境改善の順でその内容を確認する。

① 政策目標の再確認と各類型の位置付け

本来「競争力の集積地」振興の目的は、特定技術や産業分野での国際競

16) Conseil économique et social (2008), pp. 8-11 (I), pp. 13-71 (II).

17) Conseil économique et social (2008), pp. 13-27 (I).

争力向上をはかるといふものであるが、実際には当該政策が地域開発にも寄与するという観点に基づいて、「競争力の集積地」の認定範囲は先端技術分野から伝統産業に至るまで幅広い。

しかしながら、卓越した集積地を生み出すことと、地域振興は矛盾する側面を持っていることを否定できない。なぜなら、国際的競争力の発揮を視野に入れ拡大しようとする集積は、一般に地域への執着は希薄になりがちであり、他方で地域密着型の集積は当該地域に閉じこもる方向に進みがちだからである。このため、イノベーションを通じた戦略的部門の国際競争力強化という本来の目標を再確認し、この実現に向けた政策上の調整をはかる必要がある。具体的には既存の3類型とそれらの支援の目的を次のように再設定することを提案する。

a. 「世界的集積地」

イノベーション能力や国際的知名度の発揮に必要な活動規模に達していることから、政策の中心となるべき集積。優先的政策対象として十分かつ適切な資源を投入し、その地位の維持・向上をはかる。

b. 「世界的集積候補地」

イノベーションを生み出すためのエコシステム形成に必要な構成要素と、それらの連携、および集積としての戦略的目標を有するが、まだ国際的競争力を発揮するのに必要なクリティカルマスに達していない集積。「世界的集積地」への移行を促す支援をおこなうべき対象。

c. 「国内型集積地」

地域発展や地域経済との密接な関係の特徴とする集積。最終目標である国際競争力の発揮に向けて、地勢学的に優位性がある分野への特化や地域性を生かしたニッチ市場への特化を促すための支援を行うとともに、クリティカルマスを得るために、他集積との連携や既に国際的地位を獲得した集積との統合を促すべき対象¹⁸⁾。

18) 経済社会評議会では、「競争力の集積地」の中には十分な能力を備えておらず、認定が「時期尚早」だった集積も少なからず存在すると指摘している。明示的に数の削減

② クラスター精神 (l'esprit cluster) の育成

「競争力の集積地」はクラスターとしての効果を狙ったものである。すなわち、単に関連主体が限られた地理的範囲に立地しているだけでは無く、これら主体間の協力関係や連携が何より重要である。こうしたいわば、クラスター精神あるいはクラスターの風土ともいうべき協力関係や連携への関心とそれに向けた取組みが集積のイメージアップにつながり、これがさらに、あらたな企業や意欲的人材を惹きつけ集積活動を増幅させる。クラスター精神の定着に向けて必要なのは、次の手段や配慮である。

まず実際の連携や協力関係の構築には、ある程度の時間が必要である。このため、「競争力の集積地」以外に存在する既存の地域クラスター¹⁹⁾を連携関係や協力関係の重要性を学び実践する機会として活用することが考えられる。

次に、集積形成の鍵を握る企業、中でも中小企業の理解と意識改革を促すことが必要である。まずは、地域の中小企業がもつ能力やノウハウをマッピングし、「競争力の集積地」の活動に参加可能な能力をもつ中小企業の洗い出しをおこなった上で、知的財産や情報漏洩の懸念から共同研究への参加を控える中小企業が多いという現状に鑑みて、「競争力の集積地」の本来の目的、そしてそこにおける競争と協調 (cooptition) の重要性を啓蒙的アプローチによって理解してもらう必要がある。

3つ目に必要なのは、地域全体でイノベーション戦略を共有することである。この鍵を握るのは、まだ十分な進捗がみられない教育機関や研究機関の参加である。具体的には地域の研究機関と大学の連携による技術プラットフォームの開発や企業と教育機関が連携して将来の技術的要請に対応する人

を肯定していないものの、認定された集積数は多すぎるというのが、この報告書の基調といえる。

19) この候補としては「地域生産システム (SPL: système productif local) や「卓越集積 (pôles d'excellence)」と呼ばれる地域レベルのクラスターが上げられている。前者については山口 (2009) 139-166頁を参照されたい。また、後者については一般に、世界的な競争力を持つ分野において研究者や教育者が専門分野の垣根を越えて共同する地理的空間とされている (Blanc, C. (2004), p. 26.)。

材を開発するプログラムの実施を後押しする施策が考えられる²⁰⁾。

そして最後に、地方自治体の関与を一層強める必要がある。フランスでは1982年の地方分権法以降、地方分権が進められ、とくに経済開発の主たる権限と責任は地域圏 (région) に委ねられているが、現状では地域開発プロジェクトにおける国と地域圏の関係を規定する「国家—地域圏計画契約 (CPER: Contrats de plan État-région)」において「競争力の集積地」は十分に考慮されていない。まずは、地域経済開発計画や上記契約に「競争力の集積地」を積極的に取り込んでいく必要がある。

また、地方自治体によるハード面・ソフト面の環境整備が「競争力の集積地」の成功を左右することは当然として、とくに今後は雇用予測における役割が期待される。これについては、2004年9月のCIADTにおいて、「競争力の集積地」における人材育成と有資格人材の必要性が強調され、「雇用・職能予測管理 (GPEC: Gestion prévisionnelle des emplois, des effectifs et des compétences)」²¹⁾ が政策進捗計画に盛り込まれた。本来「雇用・職能予測管理」は、事業所レベルで実施されるものではあるが、地方自治体が関与することで、地域レベルで「競争力の集積地」が雇用に及ぼす影響や今後必要となる人材や資格の性格を質的・量的に予測し必要な策を講じることが求められる。

加えて、既に地域レベルで存在している「地域生産システム」や小規模集積は中小企業を媒介としてクラスター精神を地域に広める役割を果たすことから、これらの連携を促進することも地方自治体の重要な役割である。

20) 実践に基づく「競争力の集積地」のベスト・プラクティス共有については、「企業総局 (DGE: Direction generale des entreprises)」による「競争力の集積地」に関する管理実践ガイド (CM International et ARCESSOR (2008)) や「フランス地域協会 (ARF: Association des Régions de France)」が設立した「競争力の集積地観測所 (Observatoire des pôles de compétitivité)」が有効ツールとして紹介されている。

21) 「雇用・職能予測管理 (GPEC)」とは、企業 (従業員300人以上) に経済・社会・技術・財政状況等から雇用への影響を予測することを義務付けるものであり、3年ごとに労使交渉の対象とされる。人材を先取りして予防的に管理することで雇用の急激な変化を避け、あわせて短期・中期的に労働者の仕事やスキルへの適応を可能にするという狙いがある。

③ 運営体制の高度化

「競争力の集積地」の運営責任は企業をはじめとする経済主体に委ねられるべきであるが、その際に留意すべきは中小企業の参加促進である。政策開始当初は中小企業が「競争力の集積地」の運営組織メンバーとなるケースは少なかったものの、近年ではこうしたガバナンス機構に中小企業専用のポストを設けているケースもみられ、この傾向は歓迎すべきものである。

また、上述のように多様な主体の連携や調整において地方自治体が果たす役割が大きいが、調整構造の冗長性を回避しシナジー効果を発揮するためには、ファシリテータやモデレータの起用も有効である。

④ 中小企業の資金調達環境の改善

改善すべき政策ツールのうち、最も重要なのは資金調達に関わるそれであり、なかでも中小企業の資金調達環境の改善は重要である。中小企業の参加は「競争力の集積地」発展の鍵であるが、現状において共同研究開発プロジェクトの中心は大企業である。この状況を改善するために政策当局として講ずるべき具体的方法として次のものが考えられる。

まず、中小企業に特化した資金を用意することである。たとえば、大企業主体の共同研究開発プロジェクトへの資金提供に際して、中小企業の参加を条件とすることが考えられる。また中小企業の共同研究開発プロジェクト参加に際し、追加的な支援オプションや資金の増額といったインセンティブを用意することも考えられる。

次に、「競争力の集積地」の共同研究開発に向けられる国の支援の大半を占める FUI と ANR による資金については、比較的長期の研究開発を対象とする上に申請手続きが複雑なため、中小企業のニーズに合っていない。諸手続きの簡素化を進めるとともに、特に中小企業の資金繰りの観点からは採択決定から交付に至る時間的ギャップを失くすよう努力する必要がある。

以上については中小企業一般の資金調達に関わる事柄であるが、特に革新的な中小企業にはその影響力に鑑みて別途策を用意することが望ましい。こ

ここではまだ十分に活用されていない民間資金や欧州レベルで用意される資金の活用が鍵である。民間資金の活用を促す方法として、たとえば、集積関係者と民間投資家による定期的な会合の開催、地域ベンチャー・キャピタルの強化、地域金融持株会社を設立し、既に中小企業向け免税制度を活用している「連帯富裕税 (ISF: Impôt de solidarité sur la fortune)」対象者層に投資を呼びかけることなどが考えられる。

また、欧州レベルでは、欧州委員会と欧州投資銀行が立ち上げた「欧州中小零細企業向け共同基金 (JEREMIE: Joint European Resources for Micro to Medium Enterprises)」²²⁾に関する補助金の活用、研究開発資金に限られるものの、「欧州地域開発基金 (ERDF: European Regional Development Fund)」の周知も必要である²³⁾。

最後に、資金の量的確保に加えて、中小企業については資金調達における制度面の複雑性も課題である。上述のように資金調達の窓口や可能性は複数存在するが、それぞれに手続きが異なり、中小企業は利用しにくいのが現状である。このため、地域レベルの集約的相談窓口の設置や、既存相談窓口のネットワーク化が必要である。また、欧州資金へのアクセスについては、一連の手続きを利用者目線で理解しやすく提示することも必要である。

IV 上院ワーキング・グループの報告書

フランス上院に設置された常任委員会の一つである「経済・持続可能な開

22) 「欧州中小零細企業向け共同基金 (JEREMIE) は、2007年に欧州委員会が欧州投資銀行グループやその他の金融機関と協力して創設した基金であり、スタートアップや中小企業を対象とする。

23) なお、ここでは以上の中小企業資金調達上の可能性に加えて、よりひろく「競争力の集積地」が獲得可能な資金の幅を拡大するためには、まだ十分に参加が進んでいない教育研究機関の巻き込みが必要であるとされ、なかでも既存の「研究高等教育拠点 (PRES: Pôle de recherche et d'enseignement supérieur) をはじめとする高等教育研究機関の国内ネットワークと「競争力の集積地」を連携させることの重要性が強調されている。また、欧州資金の獲得にあたっては、欧州戦略における地域政策実現するための「国家改革プログラム (PNR: Programme national de réforme)」と「競争力の集積地」の整合性にも配慮する必要があるとしている。

発・地域開発委員会 (Commission de l'économie, du développement durable et de l'aménagement du territoire)」は、長期的かつ客観的に「競争力の集積地」の貢献度や改善状況を把握することを目的としてワーキング・グループを組成し、当該ワーキング・グループの報告書が2009年10月14日付で上院議長に提出された。これは、それまでの公的な場を中心とする議論や報告書、国や地域の関係当局、各集積へのインタビューをもとに作成されたものである²⁴⁾。以下では、「競争力の集積地」の政策効果と評価、従来の議論に対する見解、今後の政策に向けての提言に分けてその内容を考察する。

1. 政策効果と評価²⁵⁾

まず「競争力の集積地」の政策効果と評価については、第1フェーズに関して行われた外部評価および上記経済社会評議会による評価の要点をまとめ、これらの内容を政府関係部局の責任者や主要な集積へのインタビューによって確認するという手法をとっている。このことから分かるように、ワーキング・グループ設置の目的は「競争力の集積地」を多面的角度から総合的に分析し政策の是非の判断をする、というよりはむしろ、先行する議論の要点を踏まえた上で、それらを質的量的かつ客観的に確認し、政策改善の余地や今後の課題を確認することにあつたといえる。

2007年11月から翌年6月にかけてCM インターナショナルとボストン・コンサルティング・グループがおこなった第1フェーズの評価では、集積間で程度の差はあるにせよ、総じてクラスターに必要なダイナミズムの存在、特に民間企業と研究機関の連携が進みつつあるとされており、政策の継続が推奨されている。実際、この調査ではFUIに提出される研究開発プロジェ

24) ワーキング・グループのリーダーとなったのは、ミシェル・フーエル (Houel, M.) 議員とマルク・ドーニ (Daunis, M.) 議員である。ワーキング・グループの設置承認は2009年2月18日であり、すでに第2フェーズ開始直後であるが、報告書の分析および提案は第1フェーズの内容を踏まえたものである。

25) Groupe de travail sur les pôles de compétitivité constitué par la commission de l'économie, du développement durable et de l'aménagement du territoire du Sénat (2009), pp. 11-32.

クト数が急速に増加していること、まだ十分では無いものの、共同研究開発プロジェクトへの中小企業の参加が増えていること、そして多様な主体による連携が確認されている。ここで指摘された優先課題は、次のようにまとめられる。

- ・「競争力の集積地」における現行の活動を持続させる。
- ・集積参加主体に大きな権限を与え、国と地方自治体は、参加主体の活動環境が複雑にならぬよう配慮しつつ、契約と事後統制の論理に基づいて「競争力の集積地」に関与する。
- ・国は戦略的次元でのシステム開発にあたる。
- ・FUI や ANR による資金提供を継続しつつ、参加主体の資金調達チャネルの最適化に努める。
- ・研究開発およびイノベーション政策の枠組に「競争力の集積地」をより積極的に統合していく。

次に、上述の経済社会評議会の評価については、次のようにまとめている。経済社会理事会は、「競争力の集積地」の政策評価が時期尚早であるとした上で、既に進められている活動を強化する方法を提示している。当該政策の評価すべき点として、おもに中長期的な地域開発への影響、雇用に及ぼす影響、そして研究開発に及ぼす影響に着目している。なお、これら肯定的な評価を基調としながらも、課題としては、雇用面での効果が顕在化するにはまだ時間が必要なこと、「競争力の集積地」が地理的に偏在することで地域間格差の拡大が懸念されること、教育機関および中小企業の参加がまだ低位にあること、資金調達構造の複雑性等を指摘している。

ワーキング・グループは、以上のように先行する2つの報告書の要点を整理したうえで、「競争力の集積地」の積極的評価の側面については独自の情報からその裏付けが取れたとしている。特に集積参加者数の顕著な増加、研究開発強化に向けた人的資源や資金の動員、地方自治体の積極的関与の3側面については、具体的なデータやインタビュー内容等を示して説明している。

集積全体の参加者について先の第1フェーズの評価によると、2005年から

2006年の間に人数ベースで119%増加し、2006年から2007年の伸びは30%²⁶⁾、事業所数で見れば、2006年末の4,467に対し2007年末時点で6,006と、35%近く増加している。また、2006年12月31日の時点で「競争力の集積地」はフランスの総給与所得者の約3.6%を占めている²⁷⁾。企業のうち、とくに大企業の参加は進んでおり、フランス10大企業（従業員ベース）は少なくとも1つ以上の「競争力の集積地」の活動に関与している。

こうした参加主体の増加傾向は、表1にみられるように、ワーキング・グループがおこなった調査でも確認されたばかりでなく、集積へのインタビュー調査では参加会員を増やすべく、非常に高い目標を設定しているケースも確認されたという。

次に共同研究開発も活性化している。ワーキング・グループがおこなったヒアリング調査では、非常に多様な共同研究開発プロジェクトが存在すること、共同研究開発プロジェクトの多くが「競争力の集積地」無くして実現されなかったと当事者が認識していること、参加主体の意欲が非常に高いことについての証言が得られたとする。「競争力の集積地」において研究開発プロジェクトに動員される研究者とエンジニア数は2007年時点で約2万3千人であり、この内訳は公的研究機関と民間企業でほぼ均衡している。このことから「競争力の集積地」は、官民間わず研究開発活動に好影響を与えている。

次にワーキング・グループが収集した証言やデータからは、地方自治体が「競争力の集積地」の諸活動に多面的かつ深く関与することへの期待が大きい事が確認された。たとえば、地域計画担当大臣はインタビューにおいて、地方自治体や地方当局の役割が「競争力の集積地」の発展や地域全体の経済発展を促す広義のエコシステム（ビジネス・インキュベータへの関与、関連主体が連携するためのプラットフォーム構築、不動産の提供、地域マーケティング）の構築にあるとの考えを示していた。また、同様に経済社会評議会でも、インフラ整備や施設の提供に留まらず、共同研究開発プロジェクト

26) DIACT (2008), p. 21.

27) DGCIS (2009).

表1 主な集積の会員数

集積名	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
Agrimip Innovation	—	—	3	107	152
Aerospace Valley	451	—	533	529	524
Capenergies	93	160	238	350	410
PASS (Parfums, arômes, senteurs, saveurs)	28	60	79	92	112
PNB (Pôle nucléaire Bourgogne)	46	60	81	95	122
Pôle risques	—	—	118	150	168

※—はデータなし。

※ワーキング・グループの主要な集積に対するヒアリングによる。

出所：Groupe de travail sur les pôles de compétitivité constitué par la commission de l'économie, du développement durable et de l'aménagement du territoire du Sénat (2009), p. 15をもとに筆者が加筆・修正。

の資金調達や集積の運営構造への関与に至るまで地方自治体の役割は大きいという見解を示していた。ワーキング・グループでは、こうした地方自治体の多面的な関与の中でも特に資金面での役割、すなわち FUI を中心とする公的支援を補完する地方自治体の役割に注目している²⁸⁾。

2. 主な議論に対する見解²⁹⁾

以上のように、積極的評価の妥当性を確認したのち、ワーキング・グループは政策開始当初から存在する議論、とくに「競争力の集積地」の雇用創出効果に関する議論と、認定数に関するそれについて独自見解を示している。これらについては、その後政策フェーズが進む中でも議論が重ねられている

28) ワーキング・グループは関係当局へのヒアリングにより、第1フェーズにおいて国と地方自治体の資金提供割合は、2対1であったとの証言を得ている。これは、競争力・産業・サービス総局 (DGICIS: Direction général de la compétitivité, de l'industrie et des services……現在は企業総局 (DGE: Direction générale des entreprises)) のデータによっても裏付けられる。すなわち、2007年のデータでは、FUI 下で採択された研究開発プロジェクトに対して、FUI が2億3900万ユーロ、地方自治体が1億2500万ユーロの資金を提供している。

29) Groupe de travail sur les pôles de compétitivité constitué par la commission de l'économie, du développement durable et de l'aménagement du territoire du Sénat (2009), pp. 19-32.

表2 2007年計画における FUI 資金の集中

	世界的集積	世界的集積候補地	国内型集積地
集積数	7	10	54
FUI 全体に占める割合	50%	23%	27%

出所：Groupe de travail sur les pôles de compétitivité constitué par la commission de l'économie, du développement durable et de l'aménagement du territoire du Sénat (2009), p. 27 をもとに筆者が加筆・修正。

こともあり、いわば「競争力の集積地」に対する典型的な期待を反映しているといえよう。

まず、「競争力の集積地」の雇用創出効果については、有効性を示すデータがいくつか見られるものの、それらは部分的あるいは将来的な見通しの域を超えるものでは無く、評価は時期尚早とする。これは先の経済社会評議会や管理職雇用協会（APEC: Association pour l'emploi des cadres）^{30）}の見解に倣ったものであるが、ワーキング・グループは2010年に雇用および事業創出に関する何らかの指標を設定して、政策開始から5年間（2005年－2010年）の評価をおこなうという具体的提案をおこなっている。また、雇用の影響を定量的に明らかにすることに加えて、「競争力の集積地」の参加主体のモチベーションを定性的側面から分析し、活動の拡大に向けた魅力分析に役立てるべきであるという見解もあわせて示している。

次に「競争力の集積地」の認定数が多すぎることから、資金をはじめとする国の支援のばら撒きになるという懸念については、次の理由を示して否定している。

まず、表2にみられるように、「競争力の集積地」の3類型（「世界的集積地」、「世界的集積候補地」、「国内型集積地」）のうち、「世界的集積地」には最大規模の公的資金である FUI のおよそ5割が投入されている。この集中は、今一つの主要な公的支援である ANR のそれについてもみられ、その5

30) APEC (2008).

割程度が僅か10の集積地に集中的に向けられている。このことから、少なくとも資金面については、認定数の多さを問題とする意見において指摘される支援の希釈化やばら撒き現象はみられない。

続いて、目下研究テーマや分野によっては複数の「競争力の集積地」が認定されている（たとえば再生可能エネルギー分野や光学分野）が、これらは完全に競合する活動をしているわけではない。むしろ研究開発テーマやターゲットとする分野の部分的重複は、共同研究開発をはじめとする連携やパートナーシップの可能性を広げるものであり、調整方法次第では当該分野におけるフランスの国際的地位や知名度の向上を可能にする。また、先進的なテーマに取り組む集積が、まだクリティカルマスに達していない集積と連携することによって生まれるメリットも看過できない。

数の多さを問題としない最後の理由は、地域開発の視点によるものである。すなわち、「競争力の集積地」が地域独自の資源や環境の掘り起こしに貢献する、という点に着目するならば、同地域に複数の集積が立地し、時に分野を超えてそれらが結び付くことで地域の独自性や多様性の深堀が行われることは、むしろ望ましい。

3. 政策推進上の課題³¹⁾

以上を踏まえてワーキング・グループは今後の政策課題に言及している。

まずは、教育機関の参加促進、そしてそれらと企業の連携強化という課題がある。「競争力の集積地」が想定するのは、企業、研究機関、教育機関を中心としたイノベーションを生み出すエコシステムの形成であるが、このうち教育機関の関与はまだ限定的であり、今後各集積において高度な専門性が必要となる環境下では、とくに高等教育機関の巻き込みが不可欠である。

いま一つの課題は、中小企業の参加促進である。企業数でみれば増加傾向

31) Groupe de travail sur les pôles de compétitivité constitué par la commission de l'économie, du développement durable et de l'aménagement du territoire du Sénat (2009), pp. 33-52.

がみられるとはいえ、人員ベースでみると中小企業の参加はまだ十分とはいえ、FUIに占める割合も2割程度である。先の第1フェーズの評価でも明らかにされたように、集積でおこなわれる共同研究開発プロジェクトのリーダーとなるのは多くのケースで大企業であり、中小企業が主導することは稀である。そして、中小企業の参加度は、公的資金の多くが投入される比較的規模の大きな集積になるほど進んでいない。これは「競争力の集積地」の3類型間の隔たりを大きなものになっている。

ワーキング・グループは、こうした中小企業の参加が進まない背景には、人的資源を中心とする経営資源の不足や、中小企業経営者の時間的制約、コスト上の問題があるとしながらも、国としては、特に資金調達手続きの簡素化に取り組む必要があるとする。この取り組みの第一歩として、2007年12月にFUIの管理が従来の「競争力・産業・サービス総局 (DGCIS: Direction générale de la compétitivité, de l'industrie et des services)」から中小企業を特に資金面で支援する OSEO に移管することが決定したことは評価されるが³²⁾、資金提供窓口としてはこの他にも、ANR、OSEO、そして地方自治体等が存在し、さらに今後は欧州戦略とフランス国内政策の関連性が深まる中で、欧州資金の積極的活用も視野に入れなければならない。欧州、国、地方自治体の手続きや制度の相違からくる複雑性や非効率性を回避するためにも、受益者視点に基づいた透明性の高い資金調達環境の整備が求められる。

最後に、地方自治体の積極的関与も大きな課題である。ワーキング・グループが行ったインタビューでも地方自治体が「競争力の集積地」の活動に一層積極的に関与すべきという意見が少なからず確認された。すでに地域圏の中には「競争力の集積地」と並行して地域独自のクラスター支援を行っている動きもみられる³³⁾。こうした動きは地方分権推進の上で歓迎すべきであ

32) ワーキング・グループは OSEO (現 Bpifrance) へのヒアリングにおいて、特に中小企業の不利に鑑みて支払いまでの期間を現状の165日から最大で60日に短縮することを目標にしていることを確認している。

33) ここでは、こうした地方のイニシアチブによるクラスター政策の先進事例として、PRIDESを紹介している。PRIDESとは2006年に開始されたプロヴァンス＝アルプ＝

るが、その際には「競争力の集積地」との重複や補完性を考慮した上での調整、および国と地方自治体間の適切な権限配分を考える必要がある。

4. 政策推進の方向性³⁴⁾

ワーキング・グループは、上記課題を示したうえで、結論として今後政策を進める上での指針を示している。その主な内容は、公的資金水準の維持、トップダウン論理の導入、国際化の推進、欧州戦略への統合である。

まず公的資金について、各集積において国への資金依存度を低める努力が必要とした上で、運営資金を中心とした公的支援は継続し、かつ縮小すべきでないとする。

また、「競争力の集積地」はその政策の当初から計画の公募という形態をとったことから明らかなように、ボトムアップの政策スタンスを基調としてきたが、今後フランス産業の競争力に関わる重要分野（例えばエコロジー、ナノテクノロジー、ICT分野等）においては、世界的リーダー輩出という観点からトップダウンの論理も必要であり、これと連動して国家戦略上重要な産業部門においては追加認定の余地も残すべきであるとする。

次に、国際化については国外集積との連携を進めているケースや重要な主体である中小企業の国際化に力点を置いている集積が見られるが、具体的な国際化戦略を示して、そのもとで目標や優先課題を設定している集積地はほとんど無い。今後は欧州圏以外をも視野に入れた国際化推進のための具体的政策ツールの開発が求められるとする。

最後に、欧州戦略の文脈における「競争力の集積地」の位置付けを明確にする必要がある。これについては、リスボン戦略の下でクラスターの推進が

コート・ダジュール地域圏が進める地域経済開発プログラムであり、PR度の高い分野での地域企業ネットワーク構築による地域の魅力を向上や、持続的な雇用創出に繋げるための中小企業の重点支援を目的としている。

34) Groupe de travail sur les pôles de compétitivité constitué par la commission de l'économie, du développement durable et de l'aménagement du territoire du Sénat (2009), pp. 53-68.

行われていることが重要である。欧州委員会は、イノベーション推進のための9つの戦略的優先事項の一つとして世界的クラスターの創出を掲げ、クラスター戦略を推進している³⁵⁾。加えて、7年間で532億ユーロの予算が与えられている「第7次欧州研究・技術開発枠組計画 (FP7)」は、企業、大学、研究所、さらには行政機関を対象としており、これら主体の連携によるエコシステム形成を目指す「競争力の集積地」との親和性は高い。

また、上述のように「競争力の集積地」の課題である中小企業の参加促進という観点からは、とくに中小企業を中心として、その競争力向上とイノベーション活動を支援する「競争力・イノベーションフレームワーク・プログラム (CIP: Competitiveness and Innovation Framework Programme)」やEU加盟国2か国以上の成長性の高い研究開発志向の中小企業連携を支援する「Eurostars プログラム (Eurostars programme)」も直接的・間接的に利用可能である。以上のようにワーキング・グループは、「競争力の集積地」と欧州戦略の整合性や親和性を確認した上で、当該政策の欧州戦略への積極的統合を主張している。

V 結び

以上、フランスの政策クラスターである「競争力の集積地」が、いかなる議論を重ねて今日まで継続的に支援されているのかを確認すべく、政策の第1フェーズから第2フェーズに至る期間における経済社会評議会の意見と提言、および上院に設置されたワーキング・グループの见解を中心に考察してきた。最後に、ここで確認された要点を整理する。

まず、経済社会評議会とワーキング・グループの報告書は、何れも「競争力の集積」が中長期にもたらす効果に期待し、現行の活動および政策の継続を主張するものである。そして、その具体的内容に踏み込めば次の諸点で共

35) EUにおけるクラスターへの期待と推進における課題についてはCOM (2008) 652 final およびその Annex を参照。ここでは、欧州のクラスターには、持続可能な基盤で国際的に競争し、世界に通用するようになるために必要なクリティカル・マスと革新的な能力が不足しているとの観点から、クラスター支援のための方向性を示している。

通する立場をとっている。

第一に、中小企業重視の立場がある。「競争力の集積地」コンセプトの形成前段階になされたベファ・レポートの提言は、もともと民間企業、公的研究機関、教育機関の連携によるフランス産業の国際的競争力強化を目的としたものであり、必ずしも中小企業との関連性を問うものではなかったが、具体的政策枠組みの形成過程においては従来から地域に存在していた中小製造業の集積である「地域生産システム」等を活用しながら、地域開発や雇用拡大、ひいては地域格差是正に繋げるという今一つの視点が加えられた。ここで考察した報告書の見解はこうした中小企業の役割とその重要性を明確化するものであり、ここに「競争力の集積地」は、政策開始当初より中小企業政策の一角を担うものとして位置付けられていることを確認できる³⁶⁾。

次に、第2フェーズにおいて明確に示されたエコシステムの概念からも分かる通り、「競争力の集積地」が国のイノベーション政策の中核ツールと位置付けている点で共通している。特に今後は教育研究機関から成る既存ネットワークと「競争力の集積地」の連携の必要性が強調されていることから明らかなように、分野を超えて、これまで培ってきた既存国内資源を国家戦略としてのイノベーション政策へ積極的に統合していくための手段としての期待が大きいことがうかがえる。

共通点の3つ目は、欧州戦略と「競争力の集積地」の整合性を強調している点である。資金獲得の面から欧州レベルで用意される各種プログラムや施策と「競争力の集積地」の整合性が問われているのは既に見たとおりであるが、こうした状況のもとで「競争力の集積地」政策が、欧州戦略（イノベーション政策、中小企業政策、地域政策、結束政策等を含む）と国内諸政策・

36) こうした中小企業重視の政策視点の背景として、欧州レベルにおける中小企業政策の動向が無視できない。欧州では2000年のリスボン戦略にあわせて「欧州小企業憲章」を示し中小企業の重要性を確認し、2008年からはこの理念を具体的な各国の政策アクションに結び付けるべく“Think small first”をスローガンとする「SBA 欧州小企業議定書」を定め「リスボン戦略」を引き継ぐ「欧州2020」以降も中小企業重視の方向性を明確にしている。「競争力の集積地」はここで扱った第2フェーズ以降も中小企業政策との関わりを密にしており、EU 中小企業政策の各論的展開例としても興味深い。

施策を結び付け関連させる結節点の役割を果たしていることが確認される。

最後に、「競争力の集積地」の運営や推進における地方自治体の役割を強調していることも共通している。既にみたように、地方自治体は資金調達面で大きく関与しているだけでなく、その役割はエコシステムの形成を促す広義のインフラ整備や環境整備にあると認識されている。この点、既述のごとく、長らく「国－地域圏計画契約」という仕組みを用いて地域のイニシアチブを引き出しながら地域開発を行ってきたフランスでは「競争力の集積地」の推進にあたっては地域の主体性に大きく期待していることが分かる。

以上の共通点があるものの、本稿では経済社会審議会とワーキング・グループの見解において若干主張の力点を異にする部分も確認された。最後にこれらを確認しておきたい。

まず、集積類型の位置付け（捉え方）とそれらの関係性について、経済社会評議会では「競争力の集積地」の最終目標が、国家戦略上重要な分野における競争力強化にあるとした上で、政策開始当初から示されてきた3類型を発展段階的に捉えている。すなわち、これら類型のうち最も発展した集積は「国際型集積」であり、その他の類型は当該地位に昇格させるべく支援を行う対象であるという視点である。このように、経済社会評議会では「競争力の集積地」の階層性を積極的に認める立場であるが、ワーキング・グループではあえて類型間の関係性や階層性には言及していない。

「競争力の集積地」の認定数についても経済社会審議会とワーキング・グループの見解はややトーンを異にしている。上述のように「競争力の集積地」の階層性を認める経済社会理事会では、認定された集積数が多すぎる、あるいは認定が時期尚早の集積も少なからずあるとし、ある程度規模の大きい集積への統合や集約化の必要性を主張している。これに対して、ワーキング・グループは、数の多さそれ自体は問題ではなく、相乗効果の観点から集積同士の連携や調整が進められるべきという立場をとっている。

何れにせよ、こうした見解の相違は、政策推進の上でトップダウンかボトムアップか、あるいは多様性重視か選択と集中か、という根本的な課題があ

ることを伺わせるものである。実際、こうした議論は第2フェーズ以降の政策展開において形を変えながら繰り返されている。

VI おわりに

本稿で確認されたように、「競争力の集積地」は既に第1フェーズから第2フェーズへの移行過程で欧州戦略、イノベーション政策、産業政策、中小企業政策、教育政策、そして地域政策や地方分権政策の交差点に位置付けられている。様々な利害関係が交錯するなかで「競争力の集積地」政策は、変革しようとするフランス社会そのものを象徴しているといえよう。

なお、冒頭で述べた通り、本稿では紙幅の関係もあり、考察期間を最初に政策の更新がなされた第1フェーズから第2フェーズ当初の期間に限定した。その後おこなわれた第2フェーズの政策評価、第3フェーズ、そして第4フェーズの内容やそこに至る議論および経緯については稿をあらためて考察したい。

(筆者は関西学院大学商学部教授)

参考文献

- Association pour l'emploi des cadres (APEC) (2008), *Évolution de l'emploi des cadres en région Rhône Alpes sous l'effet de la création des pôles de compétitivité*.
- Beffa, J. L. (2005), *Pour une nouvelle politique industrielle*.
(<http://lesrapports.ladocumentationfrancaise.fr/BRP/054000044/0000.pdf>) [水上萬里夫・平尾光司訳 (2007) 「フランスの新たな産業イノベーション政策に向けて」『専修大学都市政策研究センター論文集』、第3号].
- Blanc, C. (2004), *Pour un écosystème de la croissance*
(<https://www.vie-publique.fr/sites/default/files/rapport/pdf/044000181.pdf>).
- Boston Consulting Group et CM International (2008), *L'évaluation des pôles de compétitivité 2005-2008*, La Documentation française.
- Conseil économique et social (2008), *Les pôles de compétitivité: faire converger performance et dynamique territoriale, Avis sur le rapport présenté par M. André Marcon, rapporteur au nom de la section des économies régionales et de l'aménagement du territoire*.
- CM International et ARCESSOR (2008), *Recueil de bonnes pratiques de gouvernance pour pôles de compétitivité*.
- Direction Générale de la Compétitivité, de l'Industrie et des Services (DGCIS) (2009), "Le

- 4 Pages”, n° 3, mai.
- Délégation interministérielle à l'aménagement et à la compétitivité des territoires (DIACT) (2008), *L'évaluation des pôles de compétitivité 2005-2008*, La Documentation française.
- Direction générale de la compétitivité, de l'industrie et des services (DGCIS), Institut national de la statistique et des études économiques (INSEE), Délégation interministérielle à l'aménagement et à la compétitivité des territoires (DIACT) (2008), *Tableau de bord des pôles de compétitivité, Edition 2008*.
- European Commission, Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - Towards World-class Clusters in the European Union: Implementing the broad-based Innovation Strategy, COM (2008) 652 final.
- European Commission, Commission Staff Working Document - Annex to the Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - The Concept of Clusters and Cluster Policies and their Role for Competitiveness and Innovation: Main statistical results and Lessons learned, COM (2008) 652 final.
- Erdyn, BearingPoint et Technopolis (2012a), *Étude portant sur l'évaluation des pôles de compétitivité: rapport global*.
- Erdyn, BearingPoint et Technopolis (2012b), *Étude portant sur l'évaluation des pôles de compétitivité: synthèse*.
- Groupe de travail sur les pôles de compétitivité constitué par la commission de l'économie, du développement durable et de l'aménagement du territoire du Sénat (2009), *Les pôles de compétitivité: bilan et perspectives d'une politique industrielle et d'aménagement du territoire (Rapport d'information n° 40 (2009-2010) de MM. Michel Houel et Marc Daunis)*.
- Kohler, D. et Weisz, J.-D. (2012), *Pour un nouveau regard sur le Mittelstand*, La Documentation française.
- Nicolas, J. et Daniel D. (2005), *Les pôles de compétitivité: le modèle français*, La Documentation française.
- Porter, M. E. (1990), *The Competitive Advantage of Nations*, The Free Press [土岐坤・中辻萬治・小野寺武夫・戸成 富美子訳 (1992) 『国の競争優位 (上・下)』ダイヤモンド社].
- Porter, M. E. (1998), *On Competition*, Harvard Business School Press, 1998 [竹内弘高訳 (1999) 『競争戦略論Ⅱ』ダイヤモンド社].
- 独立行政法人 科学技術振興機構 研究開発戦略センター (2014) 「科学技術・イノベーション動向報告～EU 編～ (2013年度版)」
(<https://www.jst.go.jp/crds/pdf/2013/OR/CRDS-FY2013-OR-04.pdf>)
- 三井逸友 (2010) 「EU 中小企業再作の展開と意義—「欧州小企業憲章」と「SBA 小企業議定書」—」『商工金融』第60巻第8号、15-35頁。

- 山口隆之（2007）「フランスにおける産業クラスター政策の源流—『地域生産システム』の振興政策と中小企業—」『商学論究』第55巻第1号、55-83頁。
- 山口隆之（2009）『中小企業の理論と政策—フランスにみる潮流と課題—』（第8章、第9章）森山書店。
- 山口隆之（2010）「フランス産業クラスター政策と中小企業—第三者評価の内容を中心として—」『中小企業季報』第154号、No. 2、12-20頁。
- 山口隆之（2011）「産業クラスター政策と地域活動の課題—フランスの事例をもとに—」『関西学院大学産研論集』第38号、51-59頁。
- 山口隆之（2014）「模範としてのミッテルシュタント—近年フランスにおける中堅企業論を中心として—」『商学論究』第61巻、第4号、205-233頁。

Web サイト

「競争力の集積地」政府公式サイト <https://competitivite.gouv.fr/>（2021年4月6日）

欧州委員会公式サイト <https://ec.europa.eu>（2021年4月6日）